新時代の教育を支える働き方改革通信

～ My Revolution ～

第84弾（令和４年２月号）

「学校における法務相談支援事業」全道に展開！

昨年９月より一部の地域から先行して法務相談の受付を開始しておりましたが、本年１月より全道に展開しました。

道教委では、スクールロイヤー（弁護士）を委嘱し、学校が抱える対応困難な事案に対し、専門的知見に基づく法務相談に応じることで、円滑な学校運営を支援するとともに、教職員の業務負担の軽減に繋げていきたいと考えています。

つきましては、本事業に係る活用のポイントなどを次のとおりお知らせしますので、参考にしていただき、積極的な活用をお願いします。

■活用のポイント

未然防止に向けた相談

トラブルに発展する前の段階においても、未然防止に向けて、問題点や留意点などの論点の整理や対応の助言を受けることができます。

早期段階での相談

トラブルが重大化・複雑化する前の早期段階で相談しましょう。更なる事態の悪化を回避することができます。法的問題があるかどうかも含めて、相談できます。

些細なことでも相談

「この程度なら」と判断せず、些細なことでも相談しましょう。スクールロイヤーから法的助言を受けることにより、安心と自信を持って対応することができます。

相談結果を職員間で共有

相談後は、相談結果を職員間で共有することで、組織的な対応が可能となるとともに、今後の問題対応能力の向上につながります。

■活用にあたっての疑問にお答えします！

どんな事案で相談できる？

「いじめ対応」「保護者への対応」「学校事故への対応」「児童虐待」「不登校」などについて、子どもの最善の利益を念頭に法的立場から学校が取るべき対応の助言を行います。

スクールロイヤーは敷居が高い？

弁護士相談は、敷居が高く感じるかもしれませんが、弁護士会からは「学校現場の力になるため、困ったことがあれば積極的に相談して欲しい。」と全面的な御協力をいただいています。

申請書の作成が大変では？

申請書は簡易な１枚ものになっています。関係者氏名、おおよその事案の経過、相談したい内容を記入いただきます。まずは、電話等でお問い合わせいただいても結構です。

市町村立小中学校でも利用できる？

利用できます。申請書は市町村教育委員会へ提出いただきます。なお、道教委へも写しを提出いただきます。市町村教委を通じて各種事務手続きを行うことになります。

その他、申請に関して疑問等があればお気軽に問合せを！

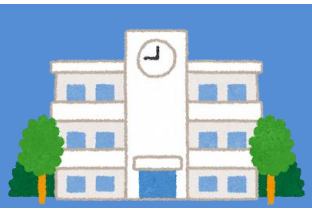

■本事業の問合せ先

問合先 北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革係
電　話 011-206-6804
E-mail kyoiku.kyoshoku1@pref.hokkaido.lg.jp